

ストップ「コロナ・ハラスメント」 アクションプラン

I 今後の県の対策

- 1 「オール岐阜」による広報・普及啓発
- 2 各分野における対策
 - 2-1 WEB・SNS対策
 - 2-2 事業所対策
 - 2-3 学校対策
 - 2-4 外国人県民へ配慮

II 県民の皆様へのメッセージ

コロナ・ハラスメントとは、新型コロナに対する恐怖心、誤解や偏見により誰かを排除したり、差別をする行為をいいます。

- 1 感染者自身に対する差別・偏見
- 2 (感染者が発生した)団体に属する方に対する差別・偏見
- 3 SNS、うわさ話などデマによる、いわれのない差別や中傷

岐阜県感染症対策基本条例（令和2年7月9日条例第44号）

第14条 何人も、感染症の患者、医療従事者等に対し、感染症のり患、そのおそれ等を理由として、不当な差別的取り扱い又は誹謗中傷をしてはならない。

令和2年11月

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

I 今後の県の対策

【1 オール岐阜での対策】

(1) 感染症を「正しい知識で正しく恐れる」広報

(方針)

ハラスメントは未知のウイルスへの恐れから生まれるもの。「どんなときに人に感染させるのか」など、現在までに明らかになった新型コロナに関する正しい知識を周知徹底し「必要以上に感染を恐れる」ことからの脱却を促進。

また、ハラスメントや解雇を恐れて体調不良を隠して外出、出勤したり、診療や健康相談を控えることが無いよう啓発。

(対策)

(1) 【県・市町村】今後ともあらゆるメディア(新聞、テレビ、地デジ、ラジオ等)を活用し、広報を継続・徹底。

(広報する内容例)

- ・ 本県では感染が判明した方を医療機関又は宿泊療養施設に收容し「感染者の自宅待機ゼロ」を徹底。人に感染させる力を持った方が市中を出歩くことを極力抑えています。
また、学校等団体に感染者が発生した場合、「徹底的に濃厚接触者を洗い出し、迅速に検査を実施」。その団体に属する従業員、生徒の方などをむやみに恐れる必要はありません。
- ・ 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させてしまう期間は「発症の2日前から発症後7～10日間程度」。退院者に感染させる力はありません。
- ・ 「濃厚接触者」は、感染者が他の人に感染させてしまう期間に、「マスク未着用」「至近距離(1m 以内)」で、15分以上接触した方を基本として保健所で決定いたします。
- ・ 最新の研究では、感染のリスクが高いのは「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活(寮生活など)」「居場所の切り替わり(喫煙室、休憩所など)」です。

- (2)【事業所】各事業所、団体における感染防止対策担当者
（「ぎふコロナガード」）を通じ、各事業所への周知を徹底。
- (3)【学校】特に、学校でいじめに繋がらないよう、公立学校の
ほか、私立学校、大学等学校での周知を強化。
また、子どもからご家庭への周知を促進。
人権週間（12月4日から12月10日）において、コロナ・ハラ
スメント防止を含む人権教育の徹底。
- (4)【県・市町村→外国人】外国人県民に必要な情報が届くよう、
国籍別のコミュニティ等を考慮し、実効性ある普及啓発を継
続、徹底。
- (5)【市町村→自治会】地域の自治会に必要な情報が届くよう、
市町村広報、自治会の回覧板により、正しい知識を周知徹底。
- (6)【県・市町村】相談・支援窓口の周知・徹底
- ① 県人権啓発センター 【058-272-8252】
 - ② 県精神保健福祉センター 【058-231-9724】
 - ③ 県在住外国人相談センター 【058-263-8066】
※14 か国語で対応

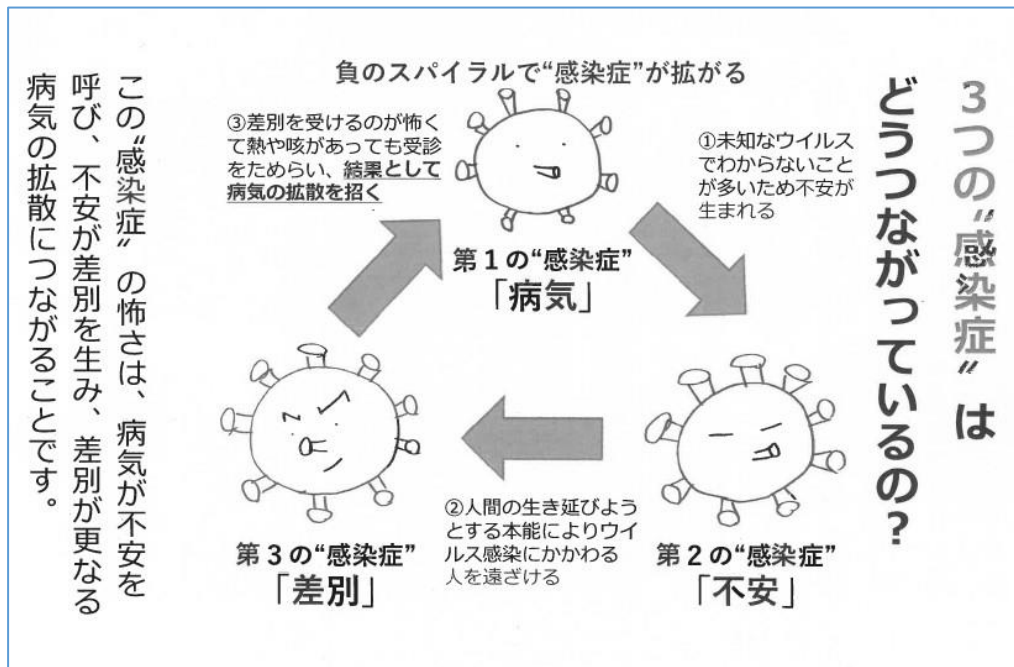
(2)法務局・弁護士との連携

- (1)【法務局】相談窓口・ネットパトロールにより、人権侵害が
疑われる事案がある場合には、法務局へ通報。
- (2)【県】県人権啓発センターに専任相談員を配置。相談者へ
の法的助言等を行う無料弁護士相談を実施。必要に応じ、
被害に遭われた方が訴訟提起する際に証拠画像を提供。

（県人権啓発センター相談実績（11月24日現在））
新型コロナに関する相談件数 延べ 19 件
（うちコロナ・ハラスメントは延べ 12 件（事案9件））

(周知資料例)

- ・ 県政テレビ番組『オール岐阜でストップ「コロナ・ハラスメント」』(4分)
(※10月に岐阜放送で放映。現在 YouTube で公開中)
- ・ 「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」 日本赤十字社
- ・ 令和2年度版「人権の擁護 The Protection of Human Rights」法務省人権擁護局



↑ 日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」より抜粋

【2 各分野における対策】

(1)WEB・SNS対策：ネットパトロール

(方針)

いわれのない人権侵害(誹謗、中傷)発言が広く存在するとされるWEB、SNSに対し、県ではハラスメントを常時監視するネットパトロールを実施。

人権侵害が疑われる事案は、法務局へ通報する。

(対策)

(1)【県】新型コロナ人権侵害のネットパトロールを11月10日(火)から実施。

(ネットパトロールの概要)

- ・ 専門業者に委託し、岐阜県内における新型コロナウイルスに関する人権侵害(名誉棄損、プライバシー侵害、不当な差別的言動、識別情報の適示など)が疑われる情報について検索・監視。
- ・ 複数の検索エンジンを用いてキーワード検索を行うほか、目視によりページ間のリンクをたどるなどして問題投稿を広範囲に検出。
＜対象サイト＞SNS、掲示板、ブログ等のWEBサービス全般
- ・ 発見したサイトについて、内容・危険度に応じてリスクレベルに分類し、継続的に監視。
- ・ 悪質な書き込み等は投稿画像を保存し、被害者が希望すれば訴訟資料として提供。
- ・ 人権侵害が疑われる事案は法務局へ通報、プロバイダへ削除要請。

※運用実績(11月24日現在)

法務局への通報 8件(クラスターや感染者の個人情報の記載、誹謗中傷)

その他の事例

- ・ 高齢者への悪口
- ・ 外国人への偏見、差別を助長する投稿
- その他不安からくる感想・意見、冷やかかし等

(2) 事業所対策：初動対応マニュアル整備

(方針)

事業所で感染者が発生した場合、ハラスメントを発生させないことに配慮した初動対応について、優良事例を参考に、ガイドライン(別添)を作成・提示し、各事業所はマニュアルを作成あるいは改訂し感染拡大、ハラスメントの発生の防止を図る。

また、『ストップ「コロナ・ハラスメント」』宣言の第2弾として、各事業所毎で宣言を行うことを促進する。

(対策)

- (1) 【県・事業所】初動対応のガイドライン(別添)を県が提示し、このガイドラインに基づき事業所、団体等は初動マニュアルを作成、コロナ・ハラスメントの予防にも配慮した感染防止対策の徹底を図る。
- (2) 【県・市町村】セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントと同様、雇用関係下においてコロナ・ハラスメントが潜在化している恐れ(請負契約、雇用契約の終了など)が考えられるため、あらゆる労働相談窓口においてもコロナ・ハラスメントの相談窓口の紹介を行う。

<コロナ・ハラスメント根絶への気運醸成>

- (3) 【事業者】『ストップ「コロナ・ハラスメント」』宣言として、県から提示するポスターを店内に掲示する。

○「コロナ・ハラスメント」をなくすための初動対応のガイドライン

事業所内の従業員で新型コロナ感染発生を覚知



(1) 本人、ご家族、保健所と連携し、事実関係を集約し正確に把握



(2) 事業所の責任者による情報公開・共有方針を決定・確認。併せて情報公開・発信の責任者を指定



(3) 情報公開・発信責任者は関係者(事業所の全従業員)に以下を情報共有

①感染者のプライバシー保護について

感染者情報を知りえている者は情報を拡散しないこと。知らない者は個人を特定する行動をしたり、SNSで不確定な憶測情報を拡散しないことを周知、徹底。

②感染の抑え込みについて

感染者の聞き取り等により、濃厚接触者(例:マスク無しで1m以内、15分以上の会話)を絞り込み、濃厚接触者本人に連絡し、検査を実施すること。連絡が無い者は濃厚接触者ではなく、感染リスクが低いことを周知、徹底。

③退院者への対応について

退院者は「感染リスクが無くなった人」であること。感染者を必要以上に排除したり、恐れないように周知、徹底。

④体調不良の場合について

体調不良者は行動をストップし、出勤を止め、医療機関に相談、検査を受けるよう周知、徹底。



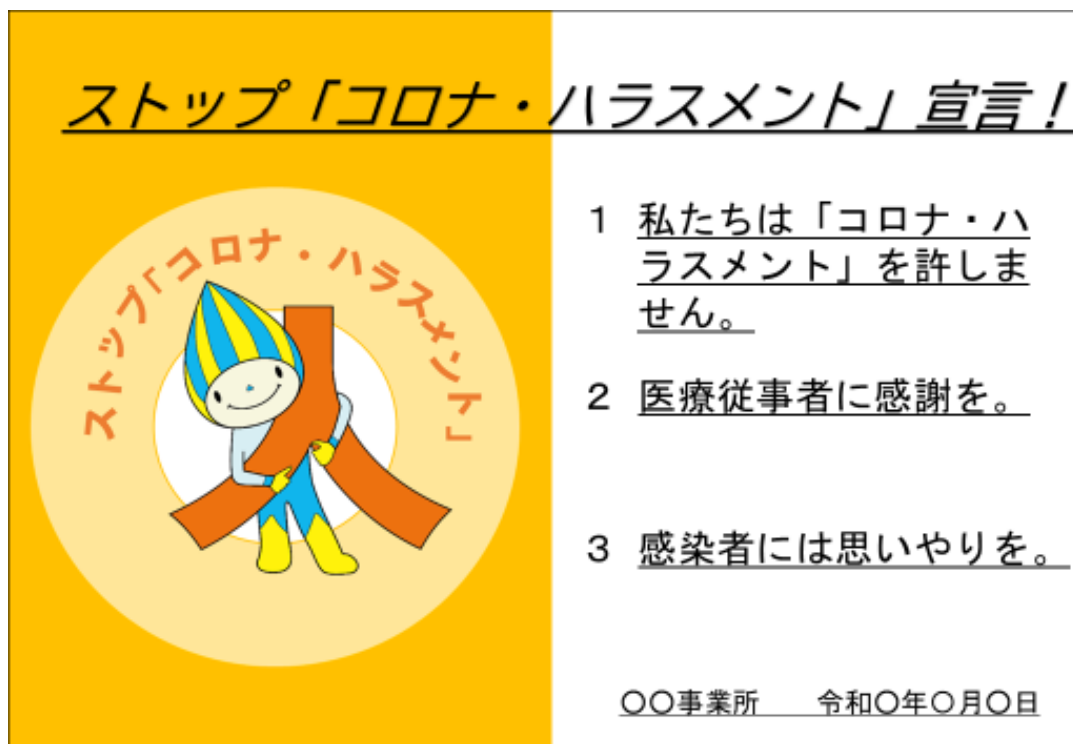
(4) 必要に応じ感染者発生的事実を公表(ホームページ等)



(5) 以後、情報公開・発信責任者は

- ・関係者の検査実施状況とその結果の収集、集約
- ・ハラスメントの情報収集に努め、把握した際は関係機関に相談

『ストップ「コロナ・ハラスメント」』宣言啓発ポスターイメージ(案)



※ポスターは県 WEB ページからのダウンロード可とする。

(3) 学校対策：対応フロー整備、人権教育の充実

(方針)

学校で感染者が発生した場合、ハラスメントを発生させないことに配慮した初動対応について、優良事例を各学校に展開し、各学校はマニュアルを作成あるいは改訂し感染拡大、ハラスメントの発生防止を図る。

(対策)

- (1) 【各学校】コロナ・ハラスメントにも配慮した県教育委員会作成の「コロナ対応フロー」(7月下旬作成、9月改訂)を私立学校、大学、幼稚園、外国人学校等にも情報提供し、コロナ・ハラスメントの予防にも配慮した感染防止対策を促進する。
- (2) 【各学校】「人権週間」(12月4日～12月10日)を中心に、授業やLHR(ロングホームルーム)等において、啓発用動画、指導教材等を利用して、コロナ・ハラスメントを取り上げた人権教育の取り組みを実施。
- (3) 【各学校】先生方による日々の観察とともに、児童・生徒に対するアンケートをきめ細かく行うなどして、一人一人の心の不安を早期に把握、対応。

(4)外国人県民への配慮:きめ細かな広報

(方針)

外国人県民自身の感染防止とともに、ハラスメントをしないよう、また、ハラスメントを受けた場合の相談窓口について、普及啓発の継続と徹底を図る。

さらに、外国人県民に的確に伝えるため、多言語かつ分かりやすい啓発ツールを活用する。

(対策)

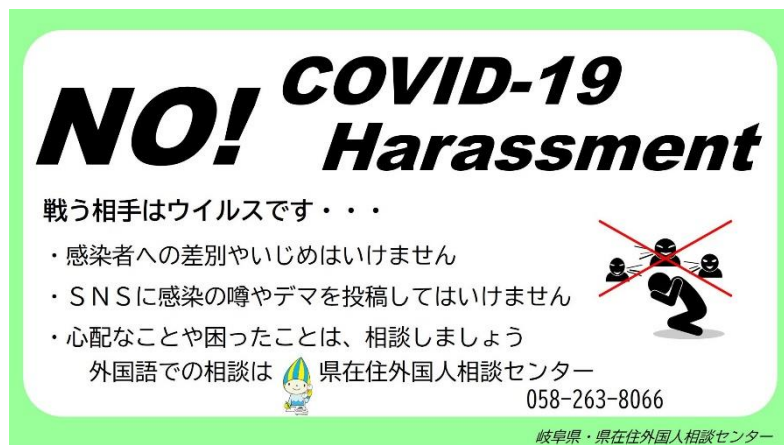
【県・市町村】外国人県民に届くよう、多くの外国人県民が集まる教会、飲食店、食材店、スポーツジム、外国人学校など国籍別のコミュニティを考慮した場所や、留学生が在籍する教育機関、経済団体、技能実習生監理団体、地域の日本語教室、SNS、地域のインフルエンサーを通じた啓発など、実効性ある普及啓発を継続、徹底する。

【県】外国人県民に伝える多言語啓発ツールを作成、提供する。

(啓発ツール例)

○チラシ「NO! COVID-19 Harassment」

- ・ 14 言語対応(英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、韓国語、インドネシア語、タイ語、クメール語、ネパール語、ミャンマー語、スペイン語、マレー語、モンゴル語)



○動画(4分程度)

感染防止対策(マスク着用、手洗い、人との距離確保)、食事中の大声・食事前後のマスク無しは感染の高リスク、といった内容の動画(4分程度)

【Ⅱ 県民の皆様へのメッセージ】

ストップ！「コロナ・ハラスメント」

(1) 戦うべきはウイルスであり、人ではない

誰もが感染する可能性があります。感染した人は被害者であり、敵はウイルスです。感染した方を思いやり、皆でウイルスと戦いましょう。

(2) 正しい知識で、正しく恐れる

感染した人が他の人に感染させる期間は「発症の2日前から発症後7～10日間程度」。また、退院者に感染させる力はありません。こうした「正しい知識」を持ち、人を排除したり、むやみに恐れないようにしましょう。

(3) 感染者が所属する団体の方を恐れない

県では、特定の団体で感染者が発生した場合、徹底的に濃厚接触者を洗い出し、迅速に検査を実施しています。その団体に属するというだけでその人を遠ざけたり、むやみに恐れないようにしましょう。

(4) 無責任な情報発信をしない

根拠のないうわさ話をしたり、不確かな感染情報をSNSなどにより拡散したりしないようにしましょう。また、誤った知識、うわさ、憶測などにまどわされず、見たり、聞いたりしても自分からは広げないようにしましょう。